

## 調査室規程

(昭和四十一年五月二十八日会規第十四号)

改正 平成二十四年二月 七日

第一条 調査室は、司法に関する調査研究を行う。

第二条 調査室に室長及び嘱託若干名をおく。

第三条 室長は、嘱託のうちから会長が指名する。

第四条 嘱託は、事務総長の推せんに基き、会長が委嘱する。

第五条 嘱託の任期は、二年を超えない範囲で委嘱の際に事務総長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

第六条 嘱託は、会長の求めにより、本会の会議に出席して意見を述べることができる。

### 附 則

この規程は、昭和四十一年五月二十八日から施行する。

附 則 (平成二十四年二月七日改正)

1 第五条の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 第五条の改正規定の施行の際現に委嘱されている嘱託の当該委嘱に係る任期は、なお従前の例による。